



建設発生土の取扱いについて（通知）

技術基準の種類:環境建設副産物
通知日:平成8年9月5日

管第428号
平成8年9月5日

部内各課・室長様
各土木事務所長様
鳥取港湾事務所長様

土木部長

建設発生土の取扱いについて（通知）

建設発生土の処分については、発生の抑制を行うとともに他の公共工事で使用するなど再生資源としての活用を優先し、財団法人建設資源利用センターを利用するなど指定処分を行うとともに、やむを得ない場合に限り自由処分として取り扱うこととしているところ

です。
建設発生土の処理等の取扱いについては、適正に最終処分される必要があり、発注者の責務としてもそのことを確認する必要があることから、平成8年6月27日付管第222号で通知した鳥取県土木工事共通仕様書第1編共通編4-3-1及び4-3-2に規定したところ

です。
ついては、特に自由処分の場合について建設発生土のより一層の適正な処理を図るため、この規定に基づく運用として、当面下記のとおり取り扱うこととしますので、貴課・室職員または貴事務所職員へお知らせください。

記

- 1 やむを得ず自由処分する場合の取扱い
 - (1) 監督員は、施工計画書に処分地及び捨土方法を記載するよう請負者へ指導する。
土地所有者の氏名、同意書の添付、法規制の有無の確認と処理の確認、位置図、平面図、横断図の添付と構造物の確認、排水計画、場内維持等適正な施工方法の確認
 - (2) 監督員は、処分地の現地確認をする。
施工計画書どおりに施工されているか。
周辺に及ぼす影響はないか。
- 2 その他
 - (1) 財団法人鳥取県建設資源利用センターへ指定処分する場合は、施工計画書への記載は搬入する事業所名、運搬距離、位置図とし、監督員の確認は要さないこととする。
 - (2) その他指定処分とする場合は、土地所有者、法規制の有無等を確認するなど事前に処分地として適正かどうか確認し発注するとともに、必要な場合は現地を確認する等適正な処分の確認に努める。